

2018年度 FIT法による入札制度（太陽光発電） よくある質問と回答

No.	区分	質問	回答
1	共通	入札・落札結果はいつどのような形で発表されますか？	第2回は9月4日（火）、第3回は12月18日（火）に、当機構のホームページに掲載します。公表内容は以下を予定しています。 ①入札の結果 ・入札参加資格の審査のために提出された事業計画数 ・応札のあった件数 ・応札のあった再生可能エネルギー発電設備の出力の合計 ②落札の結果 ・落札者名（法人の場合は名称及び代表者氏名） ・落札した再生可能エネルギー発電設備に係る供給価格の額 ・落札した再生可能エネルギー発電設備の出力
2	事業計画の提出	運転開始予定日は、誰が決めるのでしょうか？	運転開始予定日は、事業開始可能な予定日を発電事業者様にて決定し、必ず記載してください。
3	事業計画の提出	入札実施要綱P.15に事業計画の受付期間がありますが、指定入札機関への提出は郵送のみでしょうか？	原則として郵送のみとし、提出期限は第2回及び第3回共に締切日の17:00（必着）とします（郵便事情や事故等により期日までに到着しなかった事業計画については、当機構では責任を負いかねます）。提出にあたっては、配達状況が確認できる手段で郵送してください。また、事業計画の到着状況についての個別の問い合わせは受付できません。締切を過ぎてからの提出も、受付できません。締切後に到達した場合は、入札参加希望者の負担（着払い）として返却させていただきますので、あらかじめご了承ください。
4	事業計画の提出	事業計画提出書類の登記簿謄本・印鑑証明書は、有効期限はありますか？	設備の所在地に係る登記簿謄本については、最新の権利状況が表示されていることが必要のため、申請より3か月前から当該申請日までの間に発行された、法的証明力が備わっている全部事項履歴証明書が必要です。また、印鑑証明書についても、申請より3か月前から当該申請日までの間に発行された原本をご提出ください。なお、当機構宛のこれらの書類は、写しでも可です（経済産業局には原本を提出）。
5	事業計画の提出	設備所在地の登記簿謄本は、全筆分を提出するのでしょうか？	全筆分を御提出ください。
6	事業計画の提出	実施要綱P.13に關係法令手続状況報告書の記載における注意点として最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は、面談のみ可とありますが、面談予定日を記載して提出しても問題ないでしょうか？	最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は、事業計画提出前に必ず面談を実施し、結果を記載してください。また、入札参加資格の審査に必要なものですので、内容はできる限り詳しく記載してください。
7	手数料	手数料を振込み後に入札参加を辞退した場合、手数料は返還されますか？	辞退を申し出る前に振り込まれた手数料は返金しませんので、御注意ください。
8	調達価格の上限	補助金の交付を受けて設置された設備に係る上限価格は、その補助金を考慮した上限価格となることについて、対象となる補助金として入札実施要綱P.7には3つ掲載されていますが、地方自治体の補助金は含まないのでしょうか？	要綱p.7に記載した3つの補助金のみを対象とします（これに類する補助金は含みません）。
9	調達価格と調達期間	出力2 MW以上のRPS認定設備についてFITへ移行する場合、調達価格と調達期間はどちらになりますか？	調達価格は、入札において落札した価格が適用されます。調達期間は、経済産業大臣が定めた期間（20年間）からFITの適用を受けずに運転していた期間を除いた期間が適用されます。
10	保証金	第1次保証金の納付が完了した後に入札ができるとありますが、納付した翌日以降に入札実施可能となるのでしょうか？	入札可能となるのは、納付翌日以降（土日祝前日に振り込んだ場合は、銀行翌営業日以降）です。納付した当日は入札は実施できません。
11	保証金	保証金の単位となるkWとは、パワーコンディショナーの出力でしょうか、それとも太陽電池の出力でしょうか？	パワーコンディショナーの出力と太陽電池の合計出力のいずれか小さい方の出力です。

12	保証金	保証金の納付は銀行保証書の差し入れで代替することは可能でしょうか？	運用の公平性を確保する観点から、銀行保証書の差し入れで代替することは不可とし、現金の納付のみを認めることとします。
13	保証金	入札実施要綱P.26に第2次保証金の没収理由として、「4当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと」とあります。この出力とは、パワーコンディショナーの容量のことでしょうか？ ※P.30の落札者決定の取消し事由の4も同様	この場合の発電設備の出力とは、パワーコンディショナーの出力と太陽電池の合計出力のいずれか小さい方の出力です。
14	保証金	運転開始予定日までに運転開始ができない場合は、納付した第2次保証金は全額没収されるのでしょうか？	落札者が設定した運転開始予定日までに運転開始できない場合でも、第2次保証金は没収されません。
15	保証金	認定取得期限までに認定取得できなかった場合、第2次保証金は、没収されるのでしょうか？	認定取得期限までに認定取得できなかった場合は、落札者決定は取消されます。ただし、当該落札に係る事業計画と同じ事業計画について、2019年度の最初に実施される入札に参加し当初落札価格以下の価格で札入れすることを条件に、1回に限り、第2次保証金を繰り越し、当該入札の第1次及び第2次保証金として充当することができます。ただし、当該条件を満たさない場合（当該入札に参加しない、当該入札において当初落札価格を超える価格で札入れする等）は、没収となります。
16	認定	入札実施要綱P.22に、「第2回及び第3回の落札者は、2019年3月29日（金）までに、当該落札に係る認定を受ける必要があります。」とありますが、電源接続案件募集プロセスなど接続契約の締結までに時間がかかる場合も同様ですか？	改正FIT法に基づく新たな認定制度では、事業実施可能性が高い案件を認定することとしており、事業実施可能性を判断する上で接続契約を締結していることは重要な認定条件です。したがって、入札参加希望の際には、認定取得期限までに電力会社と接続契約が締結できるスケジュールを確保の上、申請・入札してください。なお、認定取得期限までに認定取得できなかった場合の取り扱いについては、No.15の質問を参照してください。
17	落札	入札参加者が事業計画を提出した後は、「再生可能エネルギー発電事業者名（法人にあっては名称）」の変更は可能ですか？	認定を取得するまでの間は、再生可能エネルギー発電事業者名の変更は認められませんが、認定取得後は通常の変更認定または事後変更届出により変更することが可能です。

変更履歴

第1版 平成30年4月23日掲載